

平成26年8月22日

被保険者 様

大阪ガス健康保険組合
常務理事 鹿野 謙一

鍼灸(しんきゅう)師等の治療費が全額立替払い方式に変わります (ご案内)

平素は、当組合の事業運営にあたってはご理解とご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。
さて、この度ははりきゅう・あんま・マッサージ・指圧師 (以下鍼灸師等という) の治療費支払方法を下記のとおり変更させていただきますので、ご理解のうえ、ご協力をよろしくお願いいたします。

記

1. 変更前の治療費支払方法

- ①鍼灸師等の治療費 (施術料) は窓口で本人負担分 (1～3割) を支払う。
- ②残りの治療費は鍼灸師等からの療養費支給申請書 (請求書) に基づき、当組合から直接鍼灸師等へ支払っております。

2. 変更後の治療費支払方法

- ①治療費の全額 (10割) を鍼灸師の窓口で支払い、「領収書」と「医師の同意書」 (初回受診時のみ) をいただく。 <注1>
- ②治療内容等に沿って1ヶ月単位で「療養費支給申請書 (はり・きゅう用)」又は「療養費支給申請書 (あんま・マッサージ用)」に記入のうえ作成して下さい。(鍼灸師の記入押印も必要です。)
- ③作成した「療養費支給申請書」には治療費の領収書 (原本) と「医師の同意書」を必ず添付し、当組合に提出して下さい。
- ④当組合において審査し、決裁後給付いたします。(大阪ガス社員は給与合算・関係会社社員は会社経由・任意継続者は登録された銀行口座に振込)
<注1>鍼灸師等の治療費を請求するには、初回のみ必ず「医師の同意書」の添付が必要になります。(継続治療の場合、3か月ごとに医師の再同意が必要)

3. 変更させていただく理由

療養費支給の適正化に向け、平成18年4月東京高等裁判所の判決を参考に、**健康保険法に定める原則どおり全額立替払い** <注2>に改めるものです。

現在の鍼灸師等への支払方法は「柔道整復師 (接骨院・整骨院) 受領委任払い」 <注3>の制度に準じた当組合の基準で実施してきましたが、上記原則に基づき療養費支給申請の方法を変更させていただくことになりました。

<注2>上記2の「変更後の治療費支払方法」①に基づく

<注3>受診者が保険証を提示して、窓口で1～3割負担し、残りの治療費を健保組合が柔道整復師に直接支払うこと。

4. 実施時期

平成26年10月受診 (施術) 分より実施させていただきます。

以上